



※1 ・確定申告書第2表にある「住民税に関する事項」を忘れずに記載してください。(例) 16歳未満の扶養親族・同一生計配偶者がいる方、住民税で寄附金税額控除を受ける方など

・令和6年度より所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

※2 扶養している人の年金支払報告書、給与支払報告書、確定申告に扶養される人の記載がない場合は税の扶養となりませんので注意してください。

※3 非課税証明書に合計所得金額の記載が必要な場合申告が必要です。

※4 公的年金等(その全部が源泉徴収の対象となる場合に限る)の収入金額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の場合、確定申告の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。また、確定申告書を提出しない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を、市県民税の計算に適用するには、市県民税の申告書の提出が必要です。

※5 雑損控除、医療費控除、純損失又は雑損失の金額の繰越控除、寄附金税額控除(一定のものを除く)、年末調整等で控除申請していないその他の控除(生命保険料控除、扶養控除など)。